

医 対 第 2 1 6 4 号
平成 2 9 年 8 月 2 4 日

大阪府救急医療対策審議会会長 様

大 阪 府 知 事
(公 印 省 略)

**児童虐待の早期発見のための
救急告示医療機関の認定基準の改定について（諮問）**

救急告示医療機関の認定基準の改定について、大阪府附属機関条例（昭和
2 7 年大阪府条例第 3 9 条）第 2 条の規定により諮問します。